

平成30年

第1回市議会定例会 議案第52号

函館市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

函館市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

函館市後期高齢者医療に関する条例（平成20年函館市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の後ろに「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の後ろに「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の後ろに「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項および第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 函館市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第55条第1項もしくは第2

項」の後ろに「（高齢者医療確保法第55条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）もしくは高齢者医療確保法第55条の2第1項」を加える。

（提案理由）

被保険者に係る保険料の徴収について、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う規定の整備等をするため